

覚 書

4 7 保 第 9 7 0 号
基 発 第 5 2 0 号
昭 和 4 7 年 8 月 1 4 日

通商産業大臣官房長 和田 敏信

通商産業省公害保安局長 久良知 章悟

通商産業省公益事業局長 井上 保

労働省労働基準局長 渡辺 健二

労働安全衛生法施行令の制定にあたり、通商産業省及び労働省は、下記のとおり了解する。

記

- 1 高圧ガス取締法第28条第1項の作業主任者若しくは販売主任者または電気事業法若しくはガス事業法に基づき主任技術者が選任されている事業場において、中央制御方式によりボイラー又は第一種圧力容器のコントロールを行なう場合については、令第6条第4号又は第17号の取扱いの作業に該当しないもの

として取り扱うものとする。

- 2 電気事業法に基づくボイラータービン主任技術者免状を有する者についての労働安全衛生法に基づくボイラー技士試験における受験資格の取扱いについては、従前の関係を継続する。

高圧ガス取締法第29条第1項の作業主任者免状若しくは販売主任者免状、電気事業法に基づくボイラータービン主任技術者免状若しくは販売主任者免状、ガス事業法に基づくガス主任者免状を有する者については、令第6条第17号の作業のうち、高圧ガス取締法、電気事業法又はガス事業法の適用を受ける第一種圧力容器に係る作業の作業主任者の免許資格を付与するものとし、労働省令でこの旨を規定するとともに、同省令の制定、改廃の際、通商産業省と協議するものとする。

なお、この取扱いについては他の前例としないことを確認する。

- 3 法第36条の労働省令のうち第33条第1項に係るものについては、次の旨定めるものとする。

(1) 機械等貸与者は、貸与する機械等について、次の措置を講じなければならない。

一 貸出時において、当該機械等について十分な整備を行なうこと。

二 貸出にあたって次の事項を記載した書面を当該機械等の貸与を受ける者に交付すること。

イ 当該機械等の能力

ロ 当該機械等の使用上の留意事項

三 その他当該機械等の貸与についての留意事項

(2) 前項の規定は、機械等の貸与であつて、貸与の対象となる機械等について、その購入の際の機種を選定、貸与後の保守

等当該機械等の所有者が行なうべき業務を当該機械等の貸与を受ける者が行なうもの（中小企業近代化資金等助成法第3条に規定する都道府県の設備貸与機関が行なう中小企業設備貸与事業として行なう機械等の貸与を含む。）については適用しない。

- 4 労働省は、昭和47年2月12日付47保第82号、基発第80号による覚書9の(1)、(2)及び(3)を、昭和47年9月30日以前に行なう基準等の制定改廃について誠実に実施できないこととなつたことにつき遺憾の意を表すとともに、昭和47年10月1日以降、覚書9の(2)の技術専門委員会が設置されるまでの間における基準等の制定改廃にあつては、覚書の趣旨に沿つて、当該基準等案について検討する専門委員会に通商産業省職員又はその推薦する者を委員として参加させる等の措置を講ずることを確約する。
- 5 法第42条に基づく令第13条第21号の規格又は安全装置の内容は、当面労働災害防止上緊急を要するものに限ることとし、労働省は、その制定改廃に際しては、あらかじめ、通商産業省と協議するものとする。
- 6 労働省は、令別表第7の労働省令を制定改廃しようとするときは、あらかじめ通商産業省と協議するものとする。
- 7 令第13条第8号においてガス事業法の適用を受ける第二種圧力容器を適用除外することに関連し、通商産業省は、最高使用圧力が10キログラム毎平方センチメートル未満のガスホルダーについて、昭和47年9月30日までに、ガス事業法に基づく技術基準を労働基準法に基づく基準と同等以上のものに改正するものとし、その改正に際して、あらかじめ、労働省と協議するものとする。

最高使用圧力が10キログラム毎平方センチメートル以上のガスホルダーについては、通商産業省、労働省の両省において、早急に技術上の基準の調整をはかるものとする。

8 令第15条第3号の遠心機械については、労働省は通達でその内容を定めるものとし、その通達を定め、又は変更するにあつては、あらかじめ、通商産業省に協議するものとする。

9 令第15条第4号の設備で、高压ガス取締法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適用を受けるものが含まれている場合には、これらのものについては、法第45条の定期自主検査を行なうことを要しないものとする。

10 令第15条第8号の労働省令で定める装置は、労働衛生のためのものであり、火薬類取締法、電気事業法又はガス事業法の適用により、保安又は公害防止のため設置されるものを含めないものとし、労働省は、その省令の制定改廃に際しては、通商産業省に協議するものとする。

11 令第15条第9号の設備の定期自主検査については、高压ガス取締法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律で自主検査を行なつた場合は、その限度において、法第45条の定期自主検査を行なつたものとみなす。

12 (1) この政令で禁止、許可、表示物質として指定される「その他の物」の解釈は、「規制対象物又はその製剤以外の物であつて、化学的処理（例えば、化学反応等）、物理的処理（分留等）又は生物学的処理（バクテリア処理等）の結果当該規制対象物が副生又は残留により含有されているもの」をいい、規制対象物を含有する廃棄物まで含む趣旨ではない。

(2) 労働省は、労働安全衛生法施行通達に上記(1)の内容を盛り込むこととし、その通達を制定改廃しようとする場合には、

あらかじめ、通商産業省と協議するものとする。

13 労働省は、令第16条第2項に基づき、労働省令および労働大臣の定める基準を制定改廃しようとする際には、あらかじめ、通商産業省と協議するものとする。

14 (1) 令第18条第39号に規定する労働省令を制定改廃しようとする場合には、あらかじめ、通商産業省と協議するものとする。

また、本条に基づき規制される物質は、同号の労働省令による据切り及び製剤の範囲を含めて同時に判断されるものであるので、今後、令に規制対象物を追加する場合には労働省は省令案の骨子および政令案を同時に通商産業省と協議するものとする。

(2) 上記(1)については、令第15条第9号、第18条第24号（労働大臣の指定）、別表第3第2号の3、同表第3号の22および同表第4号の14について、同様とする。

15 火薬類取締法第31条に定める火薬類取扱保安責任者免状を有する者は、令第20条第1号の業務を行なう資格を有するものとし、法第61条に基づく労働省令でこの旨規定するとともに、同省令の制定改廃の際通商産業省と協議するものとする。

16 労働省は、法第88条第3項に基づき、労働省令を制定改廃しようとする場合には、あらかじめ、通商産業省と協議するものとする。

17 高圧ガス取締法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「高圧ガス取締法等」という。）の適用を受けるものに対する令附則第4条第2項の適用については、法の制定によつて、実態上、法の制定以前の状態と何ら変わらないことを確認する。

- 18 労働省は、高圧ガス取締法等の適用を受ける第一種圧力容器について令附則第4条第2項の規定により適用される法第37条第2項の基準を定める場合には、あらかじめ、通商産業省に協議すること。肉厚算定基準については、早急に通商産業省と協議の上、両省が納得するよう調整するものとする。
- 19 労働省が、高圧ガス取締法等の適用を受ける第一種圧力容器について令附則第4条第2項の規定により行なう法第38条第1項の検査は、溶接検査のみとして、労働省はその旨労働省令及び通達において明らかにするとともに、その制定改廃に際しては、あらかじめ、通商産業省と協議するものとする。
- 20 労働省は、通商産業省が高圧ガス取締法等に基づく省令を改正し、溶接検査体制を整備した場合には、その内容を尊重し、かつ、その内容に即して令附則第4条第2項の規定（高圧ガス取締法等に係る部分に限る。）を廃止の方向で再検討するものとする。
- 21 工事計画の認可の基準のうち、問題事項については、通商産業省と労働省とは、1年以内に協議を完了し、ガス事業法の適用を受ける第一種圧力容器については、法第37条及び第38条第1項の規定を適用しないものとする。
- 22 ガス事業法の適用を受けるものに対する令附則第4条第2項の適用については、法の制定によつて、実態上、法の制定以前の状態と何ら変らないことを確認する。
- 23 令による改正後の労働省組織令第21条の3第2号、第3号および第4号ならびに第21条の4第2号、第3号および第4号に規定する「検定代行機関」、「労働安全コンサルタント試験」、「労働安全コンサルタント」、「産業安全専門官」、「労働衛生コンサルタント試験」、「労働衛生コンサルタント」

及び「労働衛生専門官」とは、それぞれ労働安全衛生法（昭和
47年法律第57号）の関係条文に規定するものを指すもので
あることを確認する。